

浜松市上下水道部  
災害時支援受援計画（下水道）

令和3年3月

浜松市上下水道部

# 目 次

1 計画の目的	- 2 -
2 支援・受援の基本ルール	- 2 -
3 連絡・連携の体制	- 3 -
(1) 大都市ルール	- 3 -
1) 連絡及び連携体制	- 3 -
2) 緊急時の情報連絡体制	- 4 -
① 東京都及び大阪市が情報連絡総括都市の場合	- 4 -
② 札幌市が情報連絡総括都市の場合	- 4 -
3) 現地指揮連絡体制	- 5 -
4) 支援開始後の情報連絡体制	- 5 -
(2) 全国ルール	- 6 -
1) 連絡及び連携体制	- 6 -
① 単一県で災害が発生した場合（支援調整隊を設置しない）	- 6 -
② 単一県で災害が発生した場合（支援調整隊を設置した）	- 7 -
③ 複数県に跨る災害が発生した場合	- 8 -
④ 複数県に跨る災害が発生した場合（大都市から支援要請があった場合）	- 9 -
(3) ブロックルール	- 10 -
1) 中部ブロック連絡会構成員	- 10 -
2) 中部ブロック支援体制（災害時連絡体制）	- 11 -
3) 中部ブロック連絡会 幹事・副幹事予定表	- 12 -

## 1 計画の目的

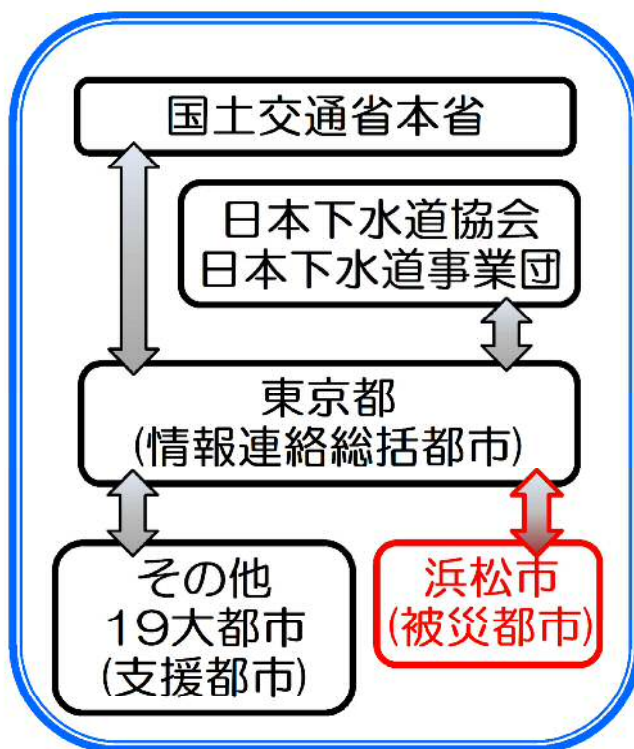
この計画は、浜松市の下水道施設が被災し、その調査や応急復旧にあたって、他都市と本市とが行う支援及び受援に関して、必要な事項を定めることにより、施設の復旧を円滑かつ迅速化することを目的とする。

## 2 支援・受援の基本ルール

浜松市における支援及び受援の基本となるルールは、「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール（大都市ルール）」であり、このルールは大都市において災害が発生した際、下水道事業に関し友好的精神に基づいて相互に救援協力することで、円滑かつ迅速な実施を図り、恒久の相互支援の基礎となるものである。

なお、本ルールは「管路」に係るものであるが、「浄化センターや中継ポンプ場」などの施設についても、必要に応じて支援及び受援を行うものとし、その場合は「管路に係る支援・受援の基本ルール」を適宜準用するものとする。

### 大都市ルール



<浜松市が被災した場合>

ただし、複数の都道府県に跨る災害発生時など、大都市ルールに基づく支援体制が大都市間だけで賄えない場合には、全国ルールを適用して支援要請を行うこととなる。その際は、情報連絡総括都市である東京都から国土交通省へ支援調整等を依頼し、以後の対応について協議を進めていく。

※ 全国ルールとは、主に大都市以外の市町村において、大規模災害が発生した際の支援体制や情報伝達方法など、基本的なルールを示したものである。

6頁以降に、「全国ルールの連絡及び連携体制」を記載する。

### 3 連絡・連携の体制

#### (1) 大都市ルール

##### 1) 連絡及び連携体制

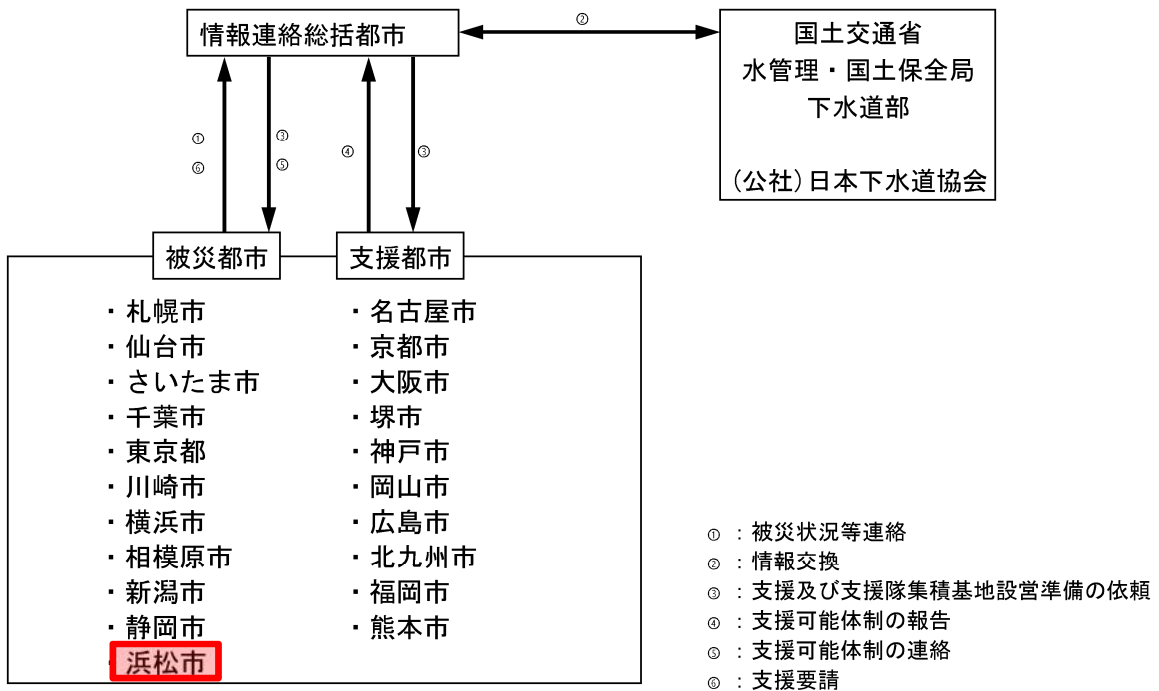
災害時における連絡・連携体制は、被災都市により支援隊集積基地、情報連絡総括都市及び現地支援総括都市を下表のとおり定める。ただし、広域災害等これによりがたい場合は、被災状況に応じて判断する。

ブロック割	被災都市	情報連絡総括都市※	支援隊集積基地	現地支援総括都市
北海道・東北	札幌市	東京都	支援隊集積基地は支援要請都市に設けるものとし、これによりがたい場合は、支援要請都市の周辺自治体に設ける。	支援都市の中から情報連絡総括都市が定める。
	仙台市			
関東	さいたま市	大阪市		
	千葉市			
	東京都			
	川崎市			
	横浜市			
	相模原市			
中部	新潟市	東京都		
	静岡市			
	浜松市			
	名古屋市			
近畿	京都市	東京都		
	大阪市			
	堺市			
	神戸市			
中国・四国	岡山市	大阪市		
	広島市			
九州	北九州市			
	福岡市			
	熊本市			

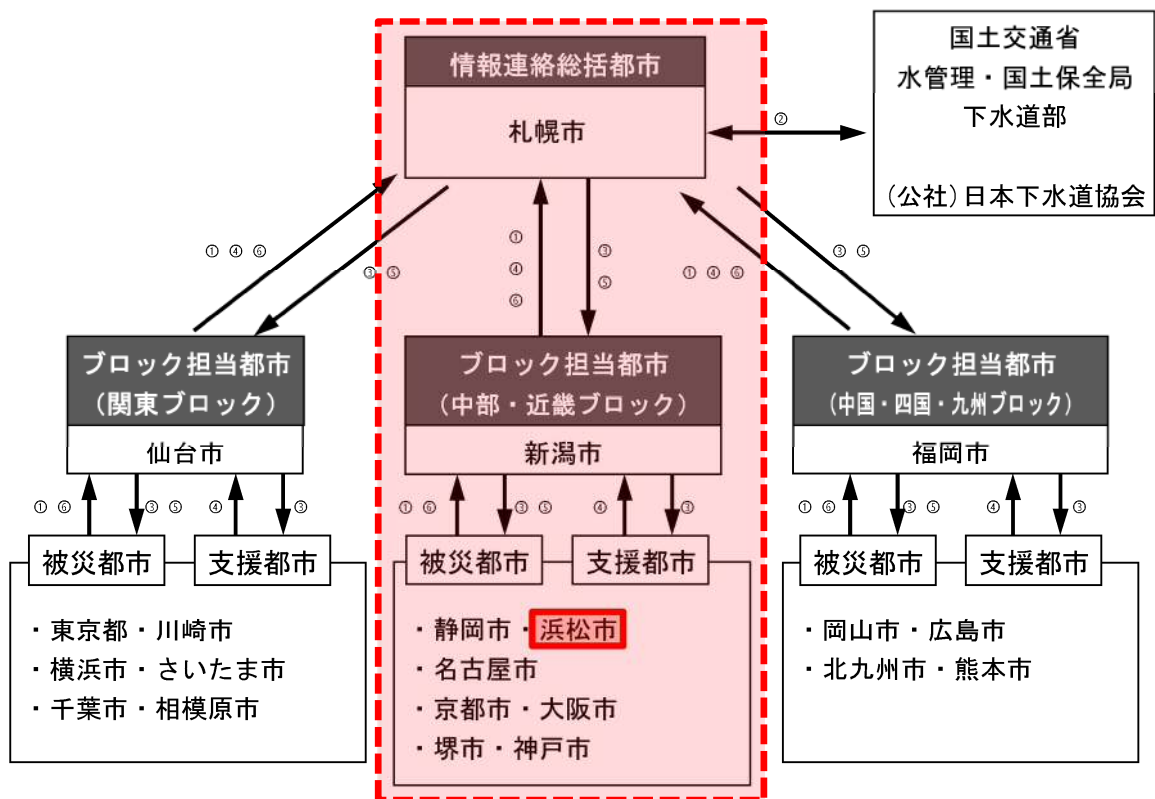
※東京都及び大阪市が共に被災し、情報連絡総括都市の役割を担うことができない場合は、札幌市が情報連絡総括都市となるものとする。この場合において、札幌市は、連絡が取れない場合を除き、事前に両都市と協議を行うものとする。

## 2) 緊急時の情報連絡体制

### ① 東京都及び大阪市が情報連絡総括都市の場合



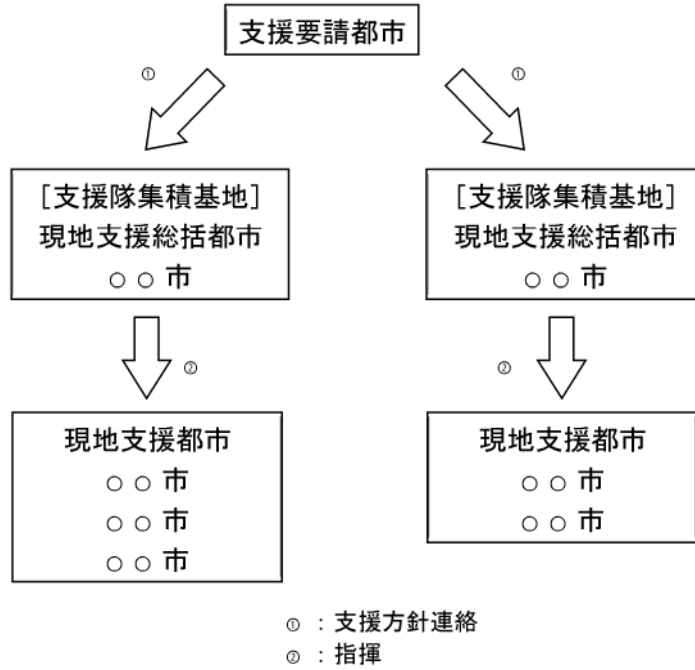
### ② 札幌市が情報連絡総括都市の場合



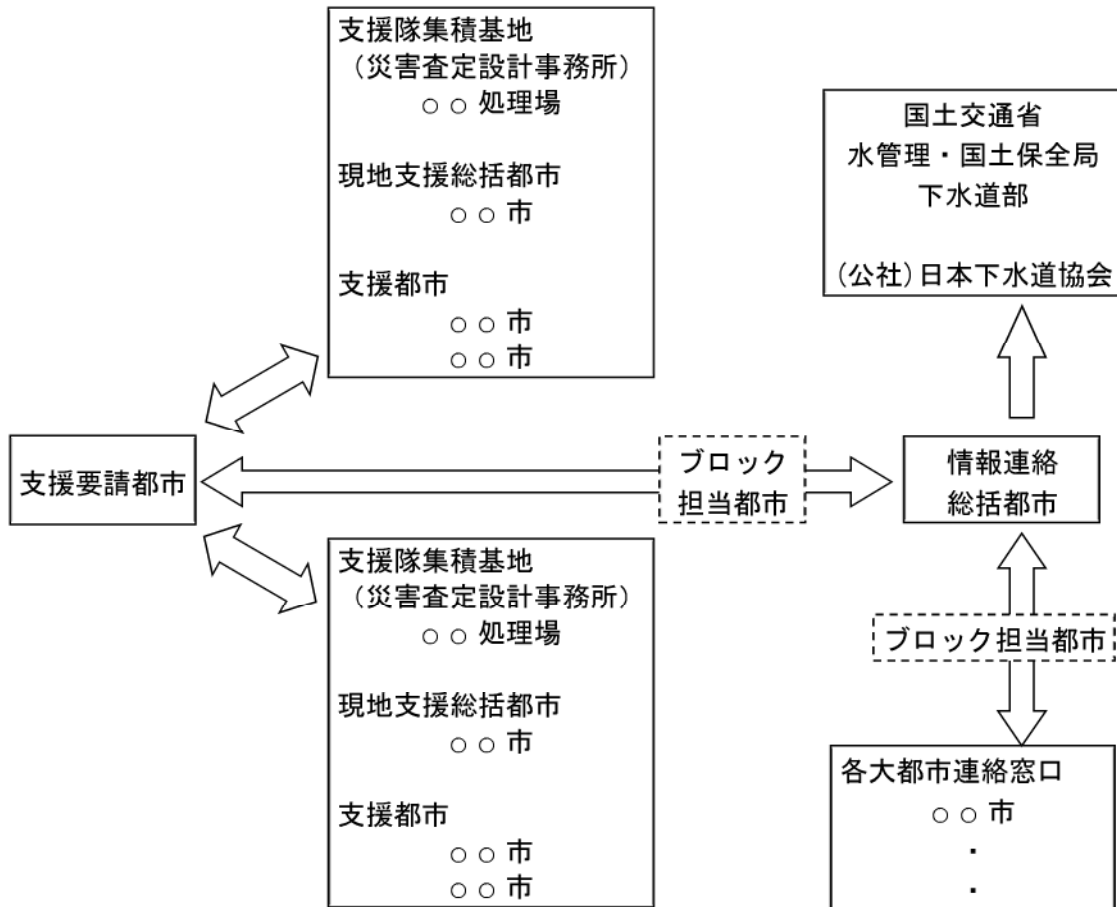
※札幌市が情報連絡総括都市の場合、情報連絡はブロック担当都市を介して行うものとする。

また、情報連絡体制はこれを基本とするが、各都市被災状況等これによりがたい場合は状況に応じ判断する。

3) 現地指揮連絡体制



4) 支援開始後の情報連絡体制

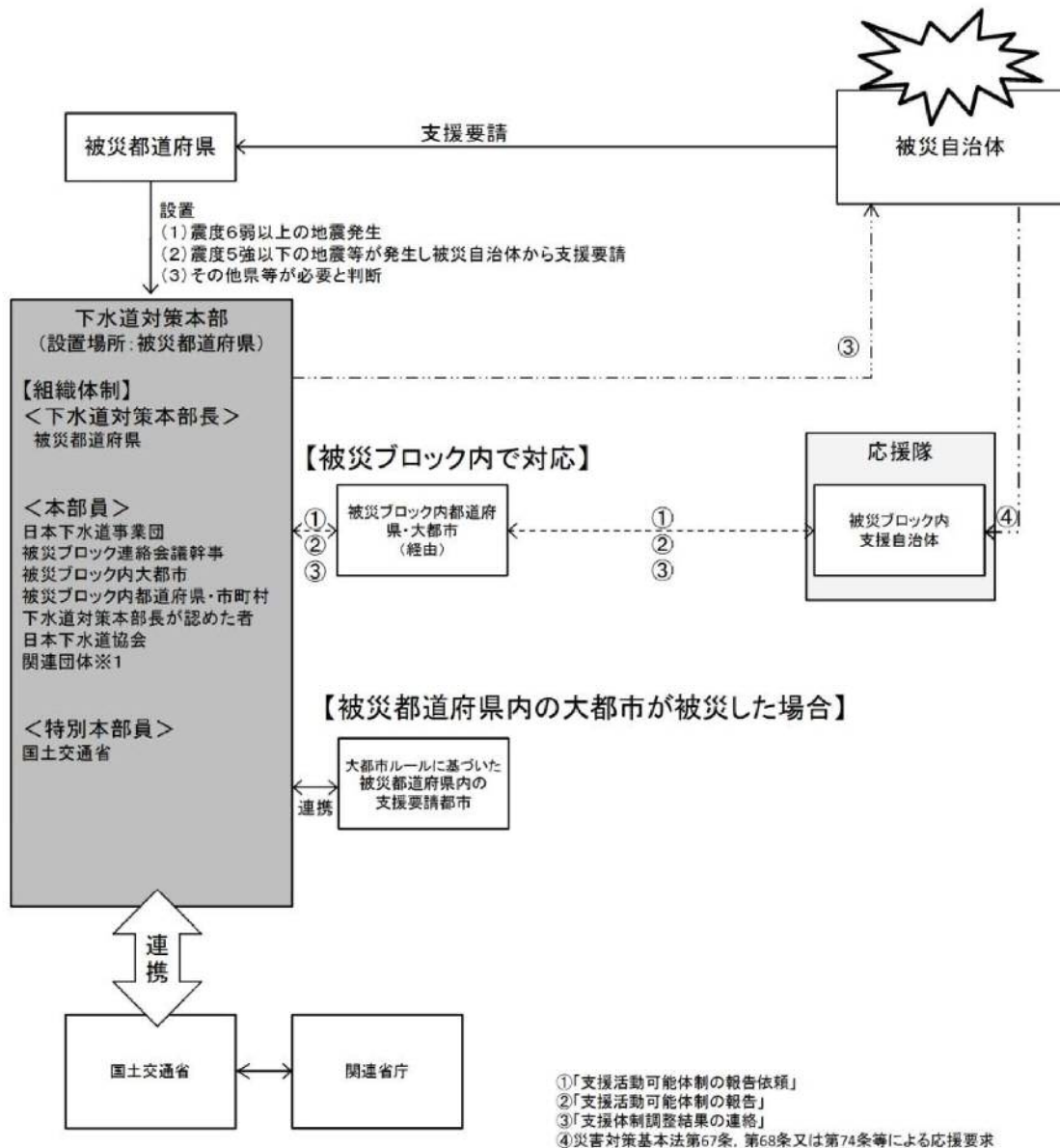


札幌市が情報連絡総括都市の場合、情報連絡はブロック担当都市を介して行う

(2) 全国ルール

1) 連絡及び連携体制

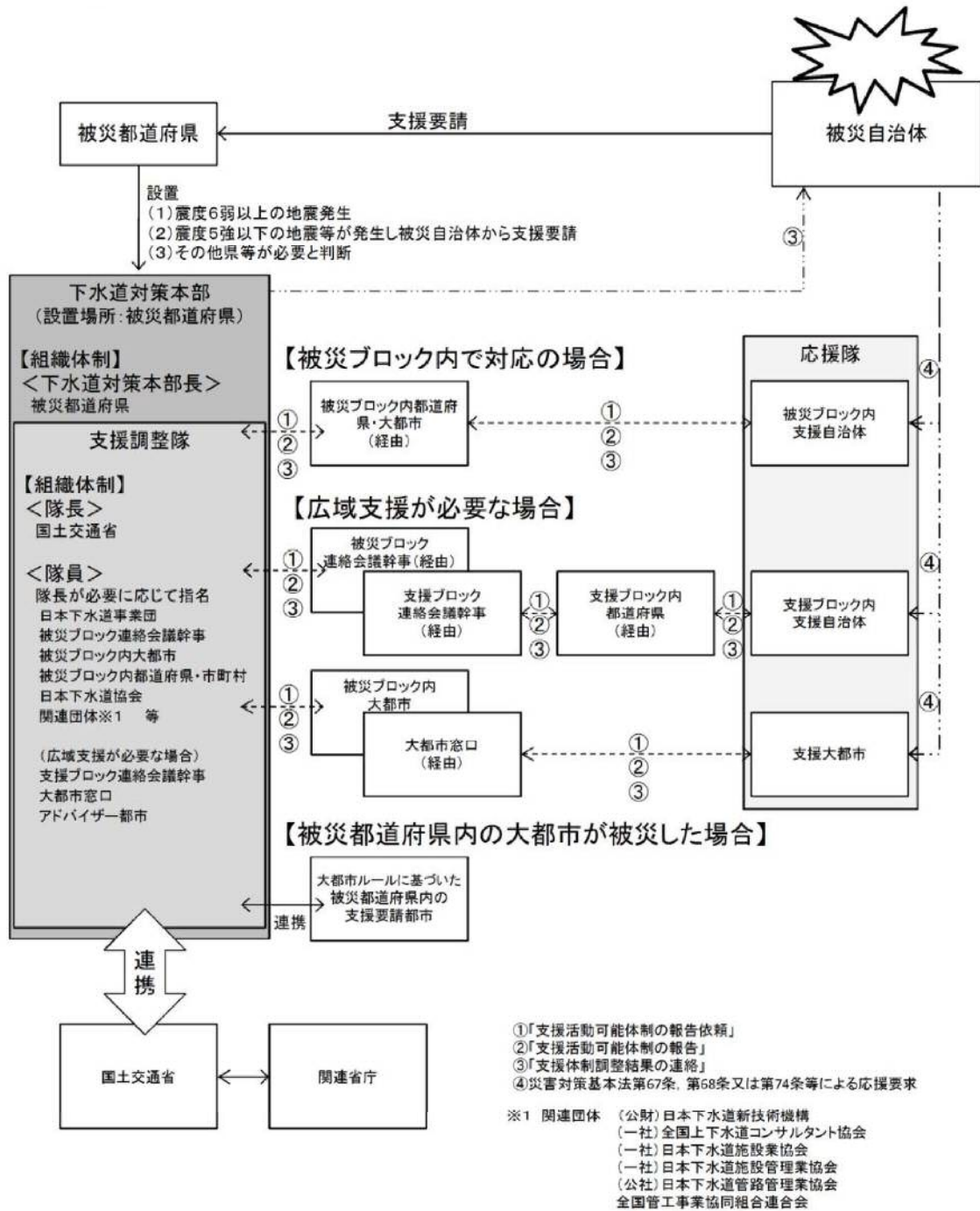
① 単一県で災害が発生した場合（支援調整隊を設置しない場合）



- ①「支援活動可能体制の報告依頼」
- ②「支援活動可能体制の報告」
- ③「支援体制調整結果の連絡」
- ④災害対策基本法第67条、第68条又は第74条等による応援要求

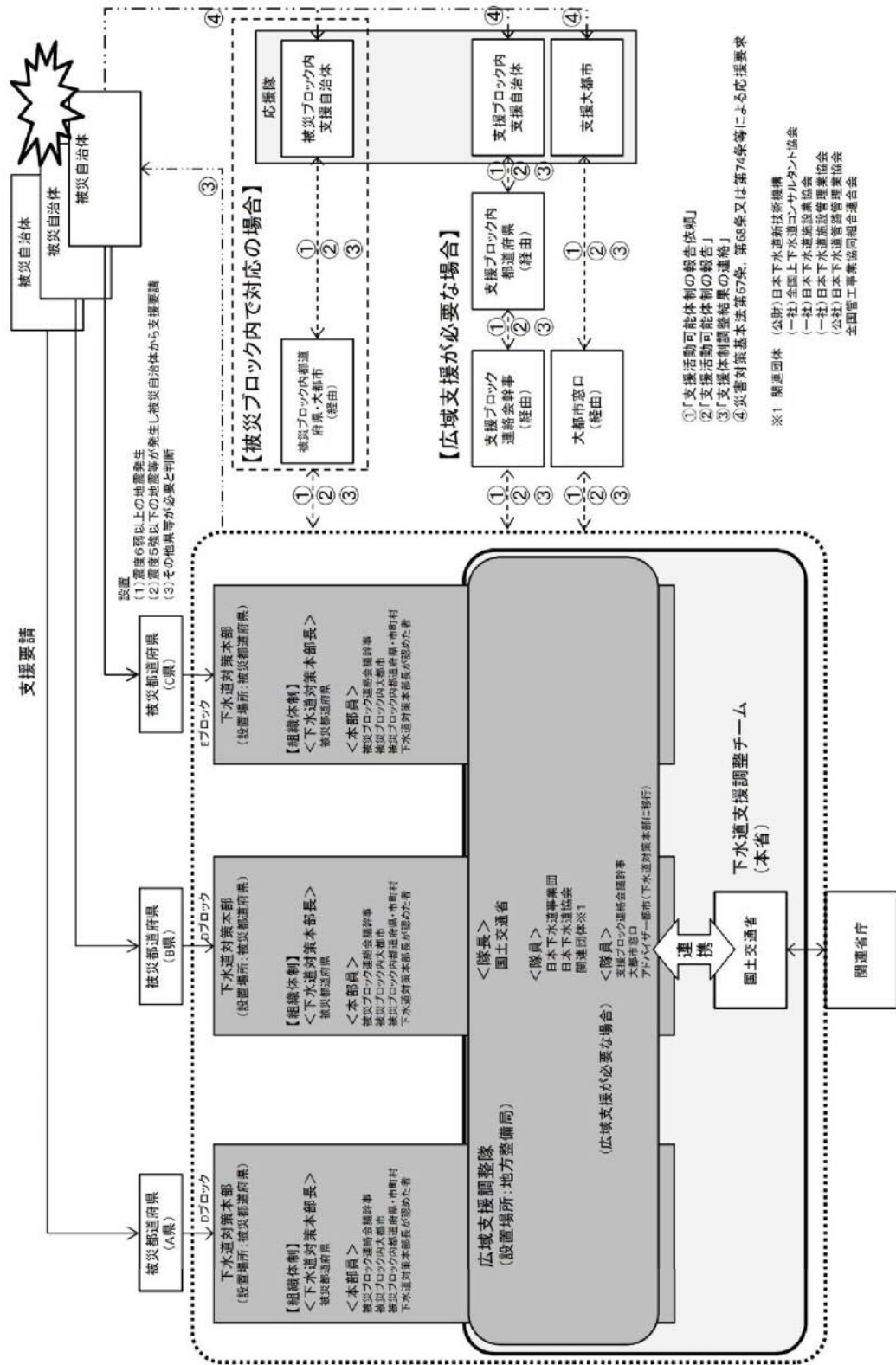
※1 関連団体 (公財)日本下水道新技術機構  
 (一社)全国上下水道コンサルタント協会  
 (一社)日本下水道施設業協会  
 (一社)日本下水道施設管理業協会  
 (公社)日本下水道管路管理業協会  
 全国管工事業協同組合連合会

② 単一県で災害が発生した場合（支援調整隊を設置した場合）

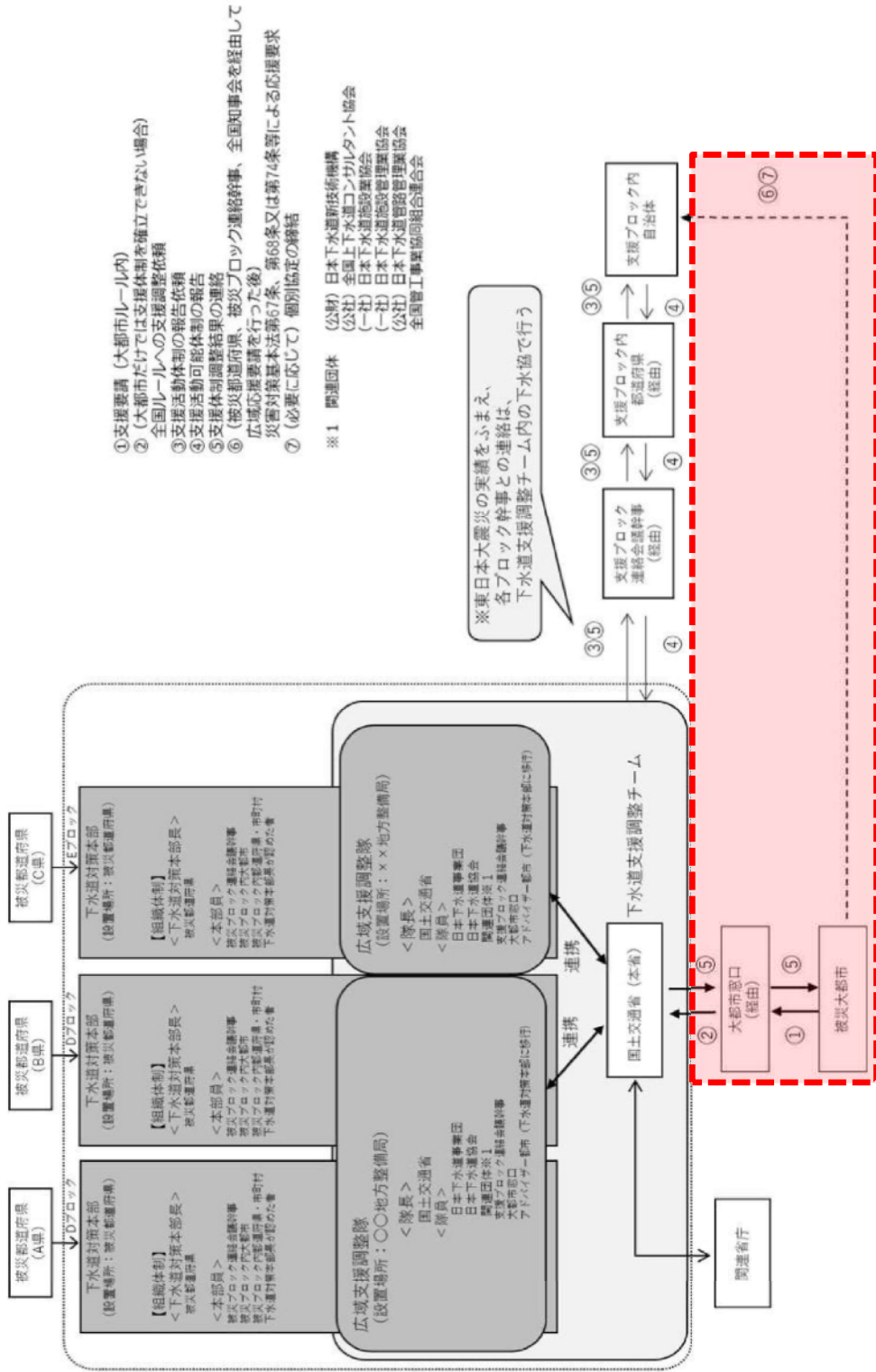




③ 複数県に跨る災害が発生した場合



④ 複数県に跨る災害が発生した場合（大都市から支援要請があった場合）

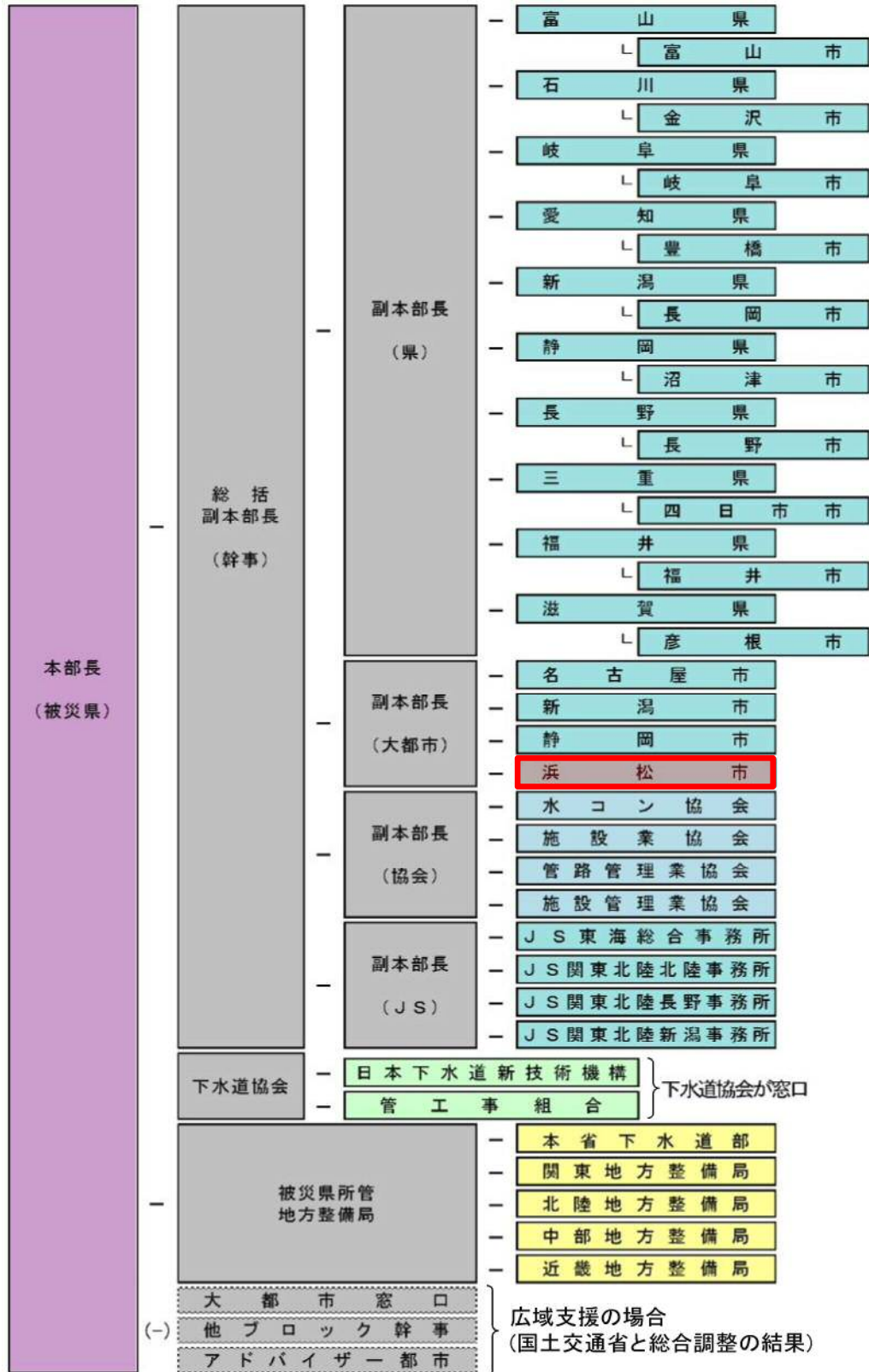


(3) ブロックスルール

1) 中部ブロック連絡会構成員

団体区分	団体名	担当部局名	摘要
県	新潟県	土木部都市局下水道課	幹事、副幹事を1年毎に持ち回り
	富山県	土木部都市計画課下水道班	
	石川県	土木部都市計画課	
	長野県	環境部生活排水課	
	岐阜県	都市建築部下水道課	
	静岡県	交通基盤部都市局生活排水課	
	愛知県	建設部下水道課	
	三重県	県土整備部下水道課	
	福井県	土木部河川課	オブザーバー
	滋賀県	琵琶湖環境部下水道課	
大都市	名古屋市	上下水道局技術本部計画部下水道計画課	副幹事を1年毎に持ち回り
	新潟市	下水道部下水道計画課	
	静岡市	上下水道局下水道部下水道総務課	
	浜松市	上下水道部上下水道総務課	
代表市	長岡市	下水道課	オブザーバー
	富山市	上下水道局経営企画課	
	金沢市	企業局建設部維持管理課	
	長野市	上下水道局	
	岐阜市	上下水道事業部上下水道事業政策課	
	沼津市	水道部下水道整備課	
	豊橋市	上下水道局	
	四日市市	上下水道局	
	福井市	下水道部	
	彦根市	上下水道部下水道建設課	
国土交通省	水管理・国土保全局	下水道部下水道事業課	下水道対策特別本部員
	関東地方整備局	都市整備課	
	北陸地方整備局	都市・住宅整備課	
	中部地方整備局	都市整備課	
	近畿地方整備局	都市整備課	オブザーバー
日本下水道事業団	東海総合事務所	施工管理課	副幹事(永年)
	関東・北陸 総合事務所	北陸事務所	
		長野事務所	
		新潟事務所	
(公社) 日本下水道協会	技術研究部技術指針課		
(公財)日本下水道新 技術機構	研究第一部	日本下水道協会が窓口となり、 連絡調整をとる。	
全国管工事業協同組合連合会(管工事組合)			日本下水道協会が窓口となり、 連絡調整をとる。
業界団体	(一社)全国上下水道コンサルタント協会 中部支部(水コン協会)		副幹事を1年毎に持ち回り
	(一社)日本下水道施設業協会 中部地区(施設業協会)		
	(公社)日本下水道管路管理業協会 中部支部(管路管理業協会)		
	(一社)日本下水道施設管理業協会 中部支部(施設管理業協会)		

2) 中部ブロック支援体制（災害時連絡体系）



3) 中部ブロック連絡会議 幹事・副幹事予定表

年度	幹事	副幹事	副幹事	副幹事
R1	愛知県	石川県	浜松市	東海総合事務所 施工管理課
R2	静岡県	岐阜県	名古屋市	〃
R3	長野県	三重県	静岡市	関東・北陸総合事務所 長野事務所
R4	新潟県	愛知県	新潟市	〃 新潟事務所
R5	富山県	静岡県	浜松市	〃 北陸事務所
R6	石川県	長野県	名古屋市	〃

注1：年度は記載年度前年11月1日～記載年度10月31日

注2：J Sは幹事県を区域とする総合事務所の施工管理課または事務所